

令和元年度 富士川町環境審議会委員委嘱式及び第1回審議会

日 時 令和元年9月30日(月)

午後3時～

場 所 富士川町役場本庁舎1階会議室

【次 第】

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

3. 町長あいさつ

4. 役員 の 選 出

5. 町長から諮問

6. 議 事

(1) リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめに伴う
騒音規制及び振動規制に係る規制地域の見直しについて

(2) その他

7. 閉 会

令和元年度富士川町環境審議会委員名簿

(順不同)

No.	役職名	氏 名	住 所	備考
1	長澤区長並びに区長会長	山本 孝夫	小林381-1	
2	穂積区長	井上 修	小室2293	
3	鰍沢中区長	原田 敏彦	鰍沢2512	
4	都市計画審議会会長	井上 和司	青柳町49	
5	景観審議会会長	依田 忠	最勝寺1514	
6	商工会会長	中澤 良夫	鰍沢1676-1	
7	環境衛生委員会会長	依田 一志	柳川1272	
8	農業委員会会長	切刀 千秋	最勝寺284	
9	浄化槽設置者組合連合会会長	志村 征夫	最勝寺48	
10	町議会議員	望月 眞	鰍沢153-57	
11	町議会議員	鮫田 洋平	大柵444-1	
12	学識経験者	笹本 順	青柳町617-1	

リニア中央新幹線騒音に係る環境基準の類型当てはめについて（諮問）

知事は、政府が定めた「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」を、リニア中央新幹線の沿線地域に当てはめることとしている。

1. 当てはめの根拠

【 国 】 環境基準の設定（新幹線騒音を含む。）

根拠：環境基本法第16条第1項



【都道府県】 環境基準に係る類型の当てはめ（地域指定・法定受託事務）

根拠：環境基本法第16条第2項

2. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境省告示）

対象となる地域	類型	基準値
主として住居の用に供される地域	I	70dB以下
商工業の用に供される地域などI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	II	75dB以下

3. 都道府県が行う当てはめの事務処理基準（環境省通知）（注1）

（1）対象となる範囲

- 新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がある地域（リニアによる軌道騒音が70dB以上となる可能性がある範囲）



- 新幹線騒音の環境基準の類型当てはめの方針（H28公表済み）
リニア軌道中心線から両側400m以内の地域（他県も同様）

（決定経緯）

鉄道騒音に関する有識者会議を設置し、環境影響評価書及びリニア実験線における走行データ等をもとに、基準値(70dB)以下となる距離を検証し、決定

（注1）新幹線騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の事務処理基準について（H13.1.5 環大企第2号 改定 H30.2.19 環境水大発第1802193号）

（2）当てはめる地域の区分

1）当てはめの事務処理基準

	区 分	地域類型
① 都市計画法の用途地域	・低層住居専用地域（第1・2種） ・中高層住居専用地域（第1・2種） ・住居地域（第1・2種） ・準住居地域	I (70dB以下)
	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	II (75dB以下)
	・工業専用地域	当てはめない
② 都市計画法の用途地域が定められていない地域	・低層住居専用地域（第1・2種） ・中高層住居専用地域（第1・2種） ・住居地域（第1・2種） ・準住居地域	I (70dB以下)
	・その他の地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に相当する地域	II (75dB以下)
	・山林、原野、農用地等	当てはめない

2）用途地域が定められていない地域（②）への当てはめ（H28方針公表済み）

騒音規制法の規制地域は、工場騒音等から生活環境を保全するため、都市計画法の用途地域や地域の状況等をもとに市町村が定めたものであり、当該規制地域を当てはめに活用

騒音規制法に定める 第1種区域及び第2種区域（注2）	I (70dB以下)
騒音規制法に定める 第3種区域及び第4種区域（注2）	II (75dB以下)
山林、原野、農用地等 ※1 トンネル区間及び河川区域 ※2 騒音規制法の規制地域であっても、未規制地域から連続している住居がない農用地等で、当該自治体の長の意見を踏まえて決定した地域	当てはめない

（注2）各区域内に農用地が含まれる場合は当該農用地を含む。

リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめに伴う

騒音規制及び振動規制に係る地域指定の見直しについて

◇騒音規制地域等の指定は「町村においては県知事」「市においては市長」とされている。

- ・都市計画法の用途地域が定められていない地域における本県の騒音に係る規制状況



- ・騒音規制法により、工場、事業場などから発生する騒音の規制を行っている。



- ・この規制地域は、住民の生活環境を保全する必要がある地域として指定されている。



◎リニア中央新幹線の騒音からも保全する必要がある。

↓（※騒音規制地域を参考に）

◆リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめる地域を山梨県知事が指定する。

○リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめ方針

リニア中央新幹線の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートルの次の地域。

地域類型	都市計画法の用途地域 (自動的に当てはめ)	都市計画法の用途地域が定められていない地域
I 類型 (70dB以下)	住居地域・準住居地域等	住居地域相当の騒音規制法の規制地域
II 類型 (75dB以下)	商業地域・工業地域	商工業地域相当の騒音規制法の規制地域
当てはめなし	工業専用地域	騒音規制法の未規制地域及び規制地域のうち未規制地域に連続して住居が存在しない農用地等

○町の取り組み状況・今後の予定

県・町騒音規制区域の担当者打ち合わせ 令和元年 6 月

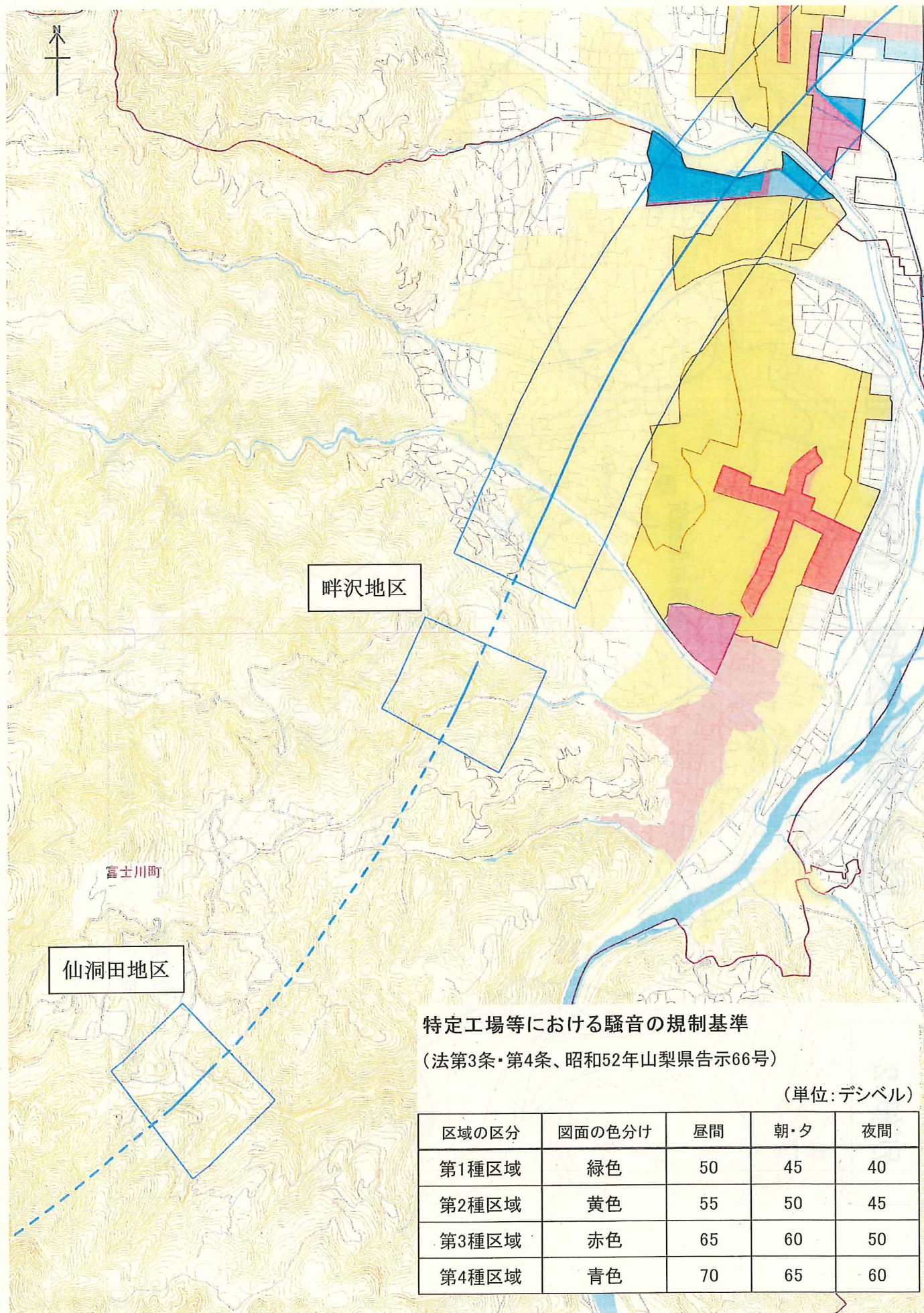
騒音規制説明会の開催（2箇所） 7 月

町環境審議会の開催 9 月

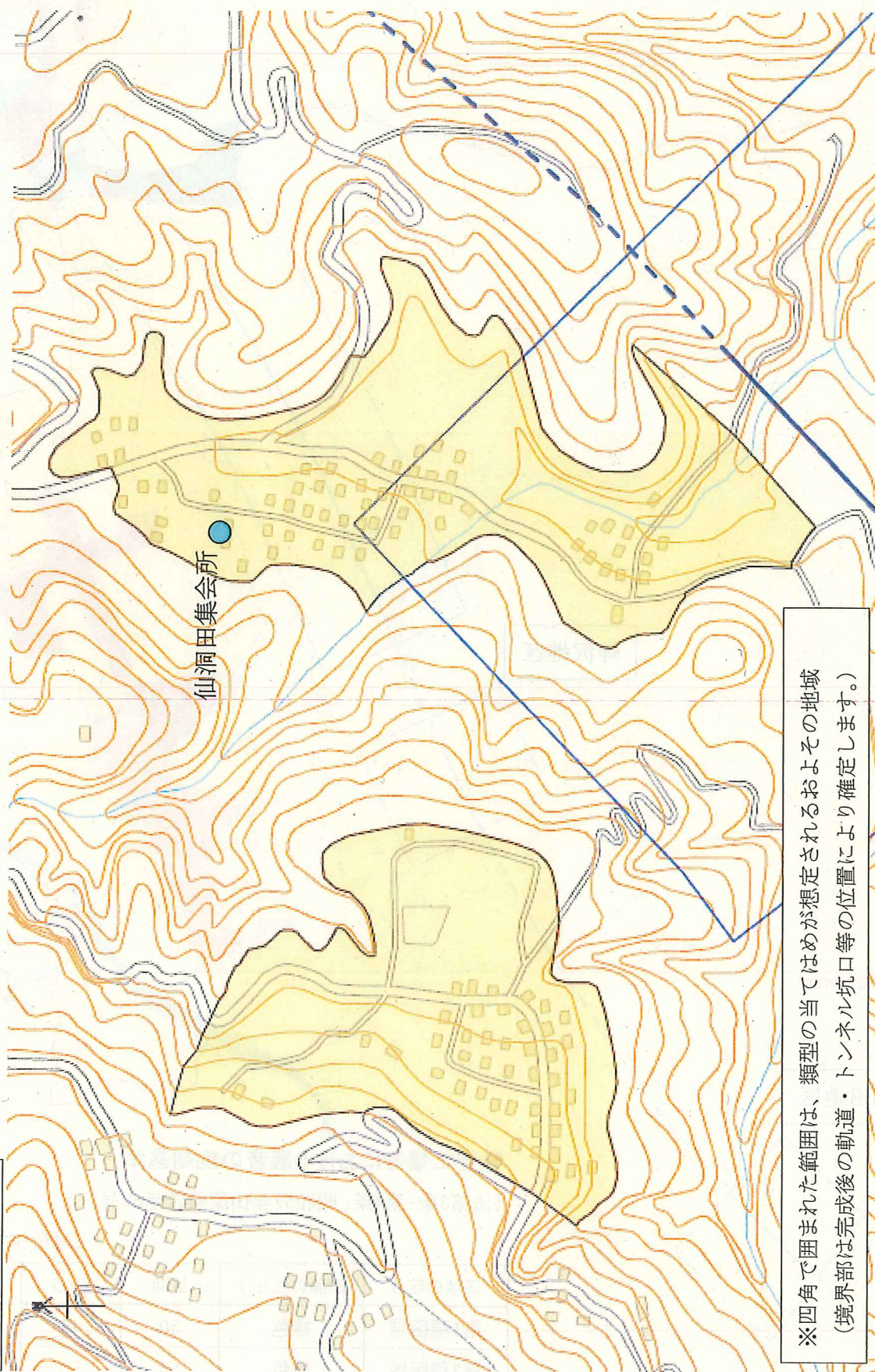
（県）騒音規制区域の告示 12 月

別紙 1

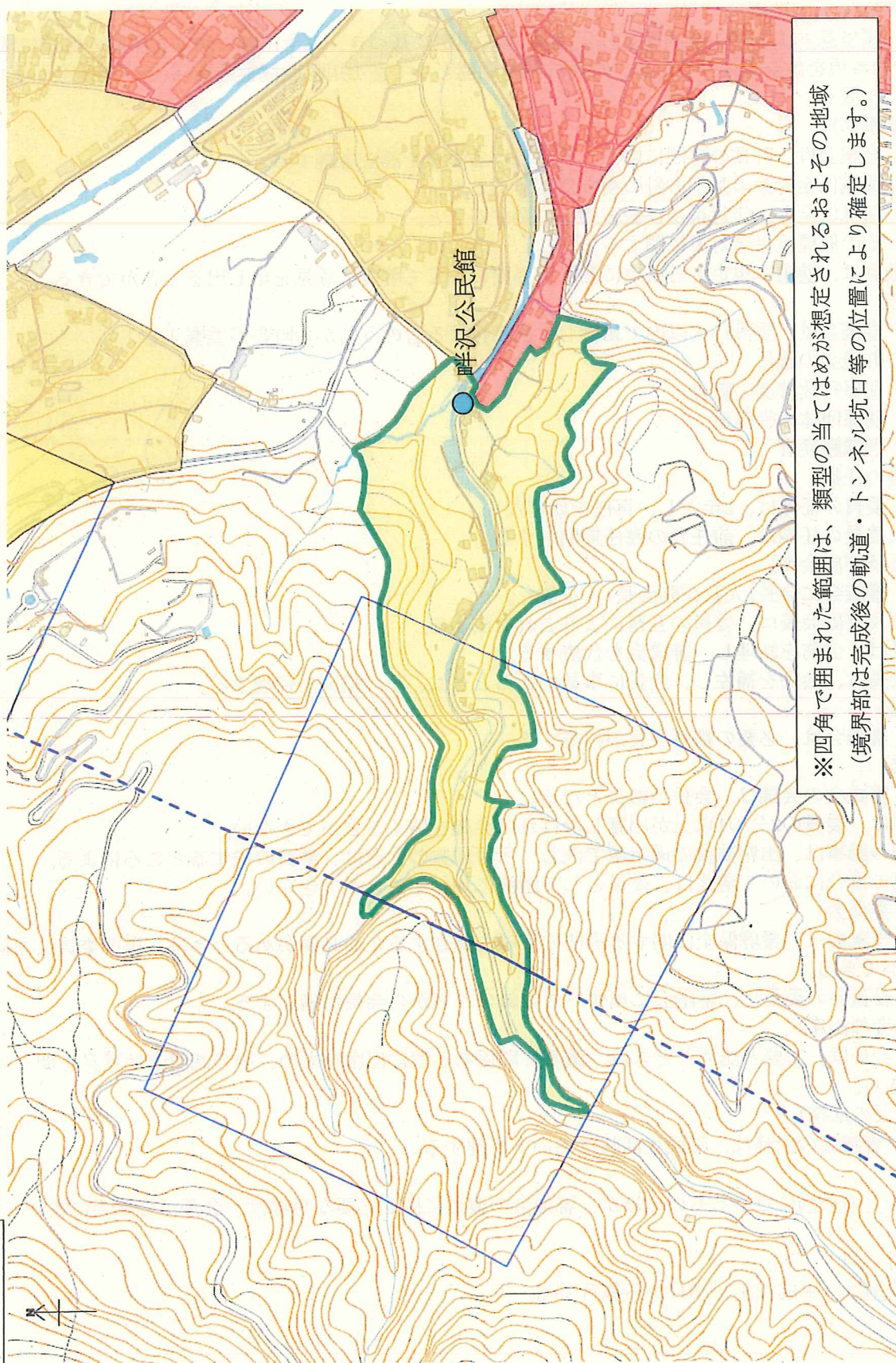
リニアに関する「都市計画図」・「騒音規制図」



騒音規制区域（仙洞田地区）



騒音規制区域（畔沢地区）



○富士川町環境審議会条例

平成22年3月8日
条例第141号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、富士川町における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、町長の附属機関として富士川町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境保全対策の基本方針の樹立に関すること。
- (2) 環境保全の予防対策及び被害対策に関すること。
- (3) その他環境保全対策に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して必要に応じて町長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを決める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において議長は、委員として議決に加わることができない。

(専門委員会)

第8条 審議会は、環境保全に関する専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、審議会に属すべき委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要と認めたときは、議事に関係ある者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(審議会の庶務)

第10条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月8日から施行する。

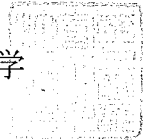
富士町環発第9-42号

令和元年9月30日

富士川町環境審議会

会長 中澤 良夫 様

富士川町長 志 村 学



リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめに伴う
騒音規制及び振動規制に係る規制地域の見直しについて（諮問）

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び悪臭防止法（昭和46年法律91号）による規制及び事業者等への指導に関しては、住民の生活環境を保全する必要がある地域を、知事または市長が「規制地域」として指定して行うこととされています。

この規制地域については、土地利用の変化や都市計画法に基づく用途地域の変更等に伴い、必要に応じて見直しをすることとされております。

本町でも過去に何回か「規制地域」の見直しを知事が告示してきたところですが、生活様式の多様化や用途地域の変更などの理由から、地域の実情に応じた変更を行う必要があります。

今回、リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめに伴う騒音規制及び振動規制に係る規制地域の見直しに関しまして、貴審議会に諮問いたします。

別添 諮問書

富士川町環境審議会条例（平成22年3月8日条例第141号）第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめに伴う

騒音規制及び振動規制に係る未規制地域の見直しについて（別紙1参照）

① 穂積区の未規制地域（白地）

未規制の理由：都市計画法の用途地域が定められていない地域ということで、騒音規制が掛けられていなかった。

② 鯉沢中区の一部未規制地域（白地）

未規制の理由：都市計画法の用途地域が定められていない地域ということで、騒音規制が掛けられていなかった。